

草津市(常盤・笠縫東・山田地区)における道路交通法(昭和35年法律第105号)第44条第2項第2号の規定に基づく乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表のとおりである。

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車を する乗合自動車の停留所の 名称	所在地	停車又は駐車を する旅客の運送用の 用に供する自動車の 範囲	最左欄の停留所における 左欄の停車又は駐車が 道路又は交通の状況により 支障がないものとなるよう にするため必要と認める事項	利用期間	関係者
草津ハートセンター	往路(西向き):草津市新堂町49-2地先 復路(東向き):草津市新堂町49-3地先	近江タクシー株式会社が 行う旅客の運送(一般乗 合旅客自動車運送事業 (路線不定期)、通称 「まめタク」)の用に供 する自動車	最左欄の停留所等を使用 している一般乗合旅客運 送事業者と運行時刻につ いて、調整を図ること。 最左欄の停留所における 左欄の停車又は駐車は、 左欄に係る運行時間内に 限る。	令和6年4月 1日から当面 の間	<ul style="list-style-type: none"> ・草津市 ・近江鉄道株式 会社 ・滋賀県公安 委員会 ・近畿運輸局
第二富田クリニック	往路(西向き):草津市駒井沢町380-53地先 復路(東向き):草津市駒井沢町387-2地先				
常盤郵便局	往路(西向き):草津市穴村町125-4地先 復路(東向き):草津市穴村町251-15地先				
穴村	往路(西向き):草津市穴村町479-3地先 復路(東向き):草津市穴村町108-3地先				
上寺生協前	草津市上寺町276-1地先				
上寺憩いの家	草津市上寺町352-1地先				
長東会館	草津市長東町242地先				
新藤中学校前	草津市新堂町114-2地先				
川原	草津市川原四丁目194地先				
上笠橋口	草津市木川町1118-16地先				
陽の丘団地	草津市木川町1154-46地先				
北山田診療所	草津市北山田町247地先				
陽の丘団地口	草津市北山田町349-1地先				
山田小学校	草津市北山田町350地先				
北山田口	草津市北山田町735-4地先				
北山田町会館	草津市北山田町787地先				
中ノ町	草津市北山田町863地先				
北山田浜	草津市北山田町3130-1地先				
山田	往路(南向き):草津市北山田町88地先 復路(北向き):草津市北山田町89-2地先				
渡海神社前	草津市山田町365-3地先				
山田町会館	草津市山田町144-1地先				
レークサイドタウン	草津市山田町467-1地先				
御倉	草津市南山田町1100-3地先				
山田五条	草津市北山田町58地先				
五条ふれあい会館口	草津市北山田町17-4地先				
木ノ川	草津市木川町512-2地先				
新田会館(まめバス)	草津市木川町896-3地先				
新田会館前(近江バス)	草津市木川町896-3地先				
出屋敷東	草津市木川町392-4地先				
出屋敷西	草津市木川町770-1地先				